

# Football Park Every 規約

## 第1条【名称・所在地】

名称をFootball Park Everyといい、本部を奈良市内に置く。

## 第2条【目的】

当会は、長期展望に基づき有資格者による一貫指導により、サッカーを通じて青少年の心身の健全な育成をはかり、サッカー及び、運動技能全般の技術の向上、普及に努めるとともに、スポーツの正しい理解を深めながら、仲間との協調とコミュニケーション能力を高め、地域への貢献、スポーツ振興に寄与することを目的とする。

## 第3条【入会資格】

本人及び保護者が、当会の趣旨に賛同される年長児から小学6年生までの男女で、コース別の別途運営要領による。

## 第4条【活動日時】

当会があらかじめ決めた曜日・時間に指導する。

## 第5条【指導】

当会が定めた指導コンセプトにより、選手の発達や能力、個性に合わせたコーチングをする。

## 第6条【入会手続き】

入会希望者は、入会申込書に必要事項を記入、保護者の同意、署名捺印し、当会に提出する。

## 第7条【入会金及び月会費】

入会金及び月会費は別途運営要領による。  
尚、原則として当会にいったん支払われた入会金及び月会費は原則として返金しないものとする。

## 第8条【活動場所】

当会の活動場所は、別途運営要領による。

## 第9条【会員の自己負担費用】

- (1)会場までの交通費・飲料費・食費など。
- (2)ボール、練習着など活動に必要な個人用具。

## 第10条【更新】

年度を超えて継続を希望する場合には、継続手続きを行い当会の承認を得るものとする。尚、継続手続きによる更新は小学校6年生までとする。

## 第11条【休会】

ケガもしくは、やむを得ない事情により、月初めから月末まで1か月以上休む場合は、前月末までに、事由を添えて所定の休会届を提出しなければならない。尚、休会は月単位とする。

## 第12条【退会】

退会する場合、会員は前月末までに申し出て所定の退会届を提出しなければならない。

## 第13条【会員のモラル】

会員は、次のことを守らなくてはならない。

- (1)当会の内の秩序、コーチの指示。
- (2)スポーツ選手としての誇りと、自らに関わる人への敬意。

## 第14条【除名】

当会は、本規約に違反したり、会員としてふさわしくないと判断したりしたものを退会させることができる。

## 第15条【保険及び事故責任】

会員は、入会時及び継続更新時にスポーツ障害保険に加入する。当会における事故については、当該スポーツ保険の補償範囲内でのみ補償する。

## 第16条【免責】

当会における盗難、傷害、その他事故について、当会は一切責任を負わない。

## 第17条【付則】

当会は必要に応じ随時規約を改正できると共に、本規約に関する事項又は規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとする。尚、本規約の変更について当会より変更内容通知後又は、新会員規約を送付後に活動に参加した場合、本規約に関する変更及び新会員規約を承認したものとする。

## 第18条【発行】

本規約は、2021年4月1日より発行する。  
2021年4月1日。